

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 末次 圭介

末次圭介氏の学位請求論文『アルザス自治主義者による第二次世界大戦中における「対独協力」および「抵抗活動』』は、フランスとドイツとの狭間にあつて、その帰属国家の変更を数度にわたり経験したアルザスを対象地域とし、ドイツ統治時代の第一次世界大戦前から、フランス統治時代の戦間期、事実上のドイツ併合期にあたる第二次世界大戦中、さらには戦後のフランス復帰から現在にいたるアルザス自治主義の動向と変遷を、先行研究ならびに一次資料を広範に渉猟しつつ跡づけた意欲的な研究である。とりわけ、第二次世界大戦中のアルザス自治主義が、「対独協力」という側面から詳細に評定されるとともに、それとは一見すると矛盾するようなドイツ支配（ナチ支配）への「抵抗活動」という側面からも炙り出され、一方に偏することのない、均整のとれた近現代史記述を提示していることがその特徴である。

本論文は「はじめに」と「結論」を除いて7章から構成されている。以下ではまず、この章構成に則して本論文の内容を略述する。

第1章「研究の目的と方法論、先行研究評価」では、本論文の研究目的と方法、ならびに先行研究のレビューがなされ、本論文の研究史上での位置づけが図られる。ここでは、「自治主義」、「地域主義」、「分離主義」といった主要な概念の定義と整理がなされ、それらを包括する上位概念として広義での「自治主義」という用語を設定している。

第2章「戦間期までの自治主義運動の発展およびその特徴」では、第一次世界大戦以前の帝政ドイツ期のアルザスを概観したのちに、フランス第三共和政への編入に伴う戦間期のアルザス自治主義の勃興と発展について詳述し、本論文の主要テーマである第二次世界大戦中のアルザス自治主義の検討について、通時的な観点からの導入が図られる。

それによれば、戦間期のアルザス自治主義には、穏健なものから急進的なものまで複数の傾向が認められる。しかし、運動の傾向によって力点は異なりながらも、それらが帝政ドイツ期に由来する社会政策（社会福祉政策など）の維持、ドイツとの自由な交易・通商、宗教的諸権利（宗派別の小学校教育など）の維持、独仏二言語使用の権利の確保、予算制定権を持つ地方議会の設置などを要求している点で、一般的に通底する共通要素もある。本論文は、相互的な差異と同時に大局的な共通性を呈するこれら戦間期の自治主義を、アルザス人民共和連合や進歩党を拠点とし、フランス共和国の枠組みを堅持することを前提に置く穏健派、同じアルザス人民共和連合内でも親独的傾向を示す一派、独立郷土党を経て青年同盟や労働者・農民党に集結した反仏・親独的姿勢の顕著な急進派に類別している。

第3章「ナチのアルザス支配と自治主義者による「対独協力」」では、第二次世界大戦の勃発とフランスの対独降伏に伴い、事実上ドイツ（ナチ）に併合されたアルザスにおいて、戦間期に活動を本格化させていた自治主義者たちがどのように「対独協力」を行った

のかを、戦間期自治主義者の活動傾向に即して検証している。とくに戦間期の末に、フランスの自治主義弾圧政策で逮捕拘留された自治主義者たちをドイツが解放したことにより、多くの自治主義者がアルザスのドイツ併合を是認すると同時に、その見解をアルザス各地の弁論会において展開するなど、ナチのプロパガンダに協力した側面が跡づけられる。

その一方、戦間期の活動傾向に応じ、反仏・親独的傾向を顕著に示していた自治主義者が、ナチ支配下で行政管区や軍事組織上の要職を与えられ、ナチ支配下でのアルザスの同化を支持し、ドイツへの戦争協力を担ったのに対して、キリスト教を拠り所とし、アルザス人民共和連合を出身母体としたより穏健な自治主義者たちの場合は、ナチから付与された職の重要性も相対的に低く、協力姿勢には消極的なものがあったことが論じられる。協力的行為の背景には、旧来の親独感情、戦間期に浸透したナチズムや反ユダヤ主義の影響、金銭的・物質的利益の獲得・確保の狙い、ドイツの戦況に対する日和見主義的な観測など、フランス他地域の「対独協力」と共通する点もあるが、アルザスの場合には、戦間期のフランス政府による強引な同化政策や自治主義に対する弾圧政策への強い反発が、「対独協力」の下地を形成していたことが論じられる。

第4章「自治主義者による反ナチ「抵抗活動」」では、前章の「対独協力」とは一見すると背反するような対独・反ナチの「抵抗活動」という側面から、自治主義者たちの活動が検証される。中でも、アルザス人民共和連合を出身母体とし、キリスト教勢力を支持基盤としたジョゼフ・ロッセに焦点を当て、みずからが経営する出版社を拠点として、一方では彼がドイツ（ナチ）のプロパガンダに協力しながらも、他方では非合法的な地下出版のかたちでキリスト教関連の宗教書などを出版し続けたこと、また彼が、一方ではドイツに対してアルザス人情勢の情報提供者としてふるまいながらも、他方ではナチ支配下で迫害を受けたアルザス人の救済に力を尽くしたことが論証されている。

本論文によれば、このロッセをはじめとする自治主義者たちの多くが、少なくともナチ時代の当初はさまざまなかたちで「対独協力」に携わったことは確かである。また、自治主義者による対独・反ナチ「抵抗活動」も、ナチ当局が自治主義者をみずからのプロパガンダに利用する際の利用価値と、それに由来するナチ当局の自治主義者への信頼や、ナチの行政機構における自治主義者の登用と、それに由来する自治主義者のナチ当局との人脈などを、いわば逆手にとるかたちで企図・実現されており、ナチとのつながりなしには「抵抗活動」自体が不可能であった。そのため、先行研究の論調においては、この「抵抗活動」の曖昧さを論難する傾向もあるが、本論文では、一定の「対独協力」があってこそ「抵抗活動」も可能になったという点をむしろ積極的に論ずべき点として取り出し、体制の外に出て行く「抵抗活動」とは異なり、体制の中にとどまることによってこそ可能となる「抵抗活動」のあり方に重大な関心を注いでいる。

第5章「「対独協力」と「抵抗」の重なりと境界線―何が自治主義者を分けたのか」では、第3章と第4章を総括しつつ、自治主義者のドイツ支配・ナチ支配に対する態度の変化を整理し、「対独協力」と「抵抗活動」とのあいだの揺れ動きについて検証している。

第二次世界大戦末期になると、自治主義者の中でも「対独協力」に積極的な一派がナチ

ズムのもとでの徹底抗戦を訴える一方で、逆にそれまでは何らかのかたちで「対独協力」の姿勢を見せてきた者でも、ナチからの離反や「抵抗活動」により傾斜する者が多く現れた。本論文では、そうした態度の分岐について、ナチ支配下における自治主義者の処遇のされ方の差異や、アルザスにおけるナチ支配の強権性・抑圧性の強化（義務徴兵制の導入など）の受け止め方の差異、ドイツの戦況悪化の影響などを中心に論じている。その上で、ナチによる処遇のあり方などにとどまらず、戦間期にまで遡るナチズムとの距離や、より一般的なドイツとの心理的距離、宗教的諸権利への要求の強さなどが、第二次世界大戦末期に向かう過程で自治主義者の態度を分けた要因であることが論じられる。

第6章「戦後の自治主義者に対する裁判ならびにその評価を巡る問題」では、第二次世界大戦後に行われた自治主義者の「対独協力」に対する裁判に焦点を当て、それを告発する言説と、それを擁護する言説との双方を視野に収めつつ、どのような背景と論拠によって彼らが断罪されたのかが論じられる。戦後裁判は、政治的な敵対者排除の場という政治性を強く帯びたものであり、戦争中の活動によって個々の自治主義者の量刑には軽重の差が認められるものの、「対独協力」の不可避性については十分な検討がなされないまま、「対独協力者」としての自治主義者イメージを確立することとなった。裁判の場それ自体においてのみならず、それを報道したり論評したりする新聞などのメディアにおいても、自治主義とナチズムの親和的關係が強調されることで、戦間期当初の運動の目標や意義は結果的に否定され、戦間期に隆盛となったアルザス自治主義がここにおいて途絶されたことが論じられる。

第7章「自治主義とは何であったか？」では、以上の議論を踏まえ、欧州統合期の現代にまで議論の射程を伸ばしつつ、「自治主義的なもの」の現代アルザスにおける意義が検討される。それによると、戦後裁判で決定的な打撃を受けた自治主義であるが、他方ではそれが目指した理念の一部が、戦後の地方分権改革や少数言語保護運動といったかたちで実現しつつある。自治主義者のナチズムへの接近は、歴史的に見て負の側面といえるが、自治主義が戦間期のフランス共和政下における中央集権体制への異議申し立てとして勃興したことに鑑みるなら、文化・言語面での独自性の追求と、それに呼応しつつ「民族自決権」を拠り所として提起された自治権の要求には、単純にナチズムへの接近のみで断罪することのできない視野の広がりがある。本論文では、このような観点から、とくに欧州統合に伴って中央集権的国民国家モデルが変容しつつある現代的状況の中で、アルザス自治主義の意義と先見性を再評価すべきものとして結論づけている。

以上のような構成と内容を備えた本論文に対し、審査委員会では一致して高い評価が寄せられた。第一に、本論文が高度な実証性に裏打ちされた研究を提示していることが挙げられる。これは、本論文の随所に見られる先行研究ならびに一次資料の参照や引用に明らかであり、フランス語・ドイツ語・英語・日本語の文献や資料を駆使しつつ、論述が緊密に練り上げられていることは、高い評価に値する。

第二に、本論文がアルザスの地域性ととともに、自治主義者の「対独協力」および「抵抗活動」を主要テーマとして設定しており、これらの三点が有機的に組み合わせられ、かつそ

の一つひとつについて実証的な研究が行われていることが挙げられる。これは日本においては類例のない独創的な研究であり、高い学術的価値を有するものと評価される。

第三に、戦後裁判で断罪されたアルザス自治主義者の「対独協力」について吟味し直し、そこに「抵抗活動」という新たな側面を見るという創見性が挙げられる。そこにおいて、協力から離反・抵抗へと、自治主義者によって態度が変化してゆく要因を解き明かし、また、離反・抵抗へと重心を移した者と協力姿勢を貫いた者との行動の差をもたらした要因を解き明かしている点は、本論文の学術的貢献として貴重なものである。「対独協力」と「抵抗活動」とを単に対立し合うものとして捉えるのではなく、一見すると矛盾し合うかに見えるこの二つの傾向が、個々の自治主義者の内面に潜む二面性として析出され、場合によってはそれが自治主義者の行動選択の中で相互に補完し合うものとして機能しさえするという事態が論証されたことは、人間理解の根源にも触れる重要な貢献であるといえる。

ただし、本論文にも弱点がないわけではない。第一に、現在の地点からアルザス自治主義を再評価する場合に、その評価の「客観性」をいかに捉えるのかという自省的な問いが欠落しており、評価に踏み込む際に何を基準に踏み込むのかが明確化されていないため、その評価に説得性が欠ける憾みがある。のみならず、フランス共和政の中央集権的な「閉鎖性」との対比を強調するあまり、アルザス自治主義を「開放性」の契機として無自覚的に措定し、それに感情移入している傾向が認められる。第二に、現代にまで射程を広げ、自治主義者の目指したことの一部分がカタチを変えて実現しているとする論調には安易なものがあり、ここ数十年のスパンで見たときの歴史的経緯の検証が欠けているばかりか、現代アルザスが呈する政治的な右傾化や、アルザス内部での地域差といった問題に十分に目が向けられておらず、アルザス自治主義の動向を現代までのアルザス全般に不用意に拡大している傾向がある。第三に、自治主義者自身がアルザスをどうイメージし、どう理解していたのかという問題設定がないため、自治主義者の想定にあった表象としてのアルザスとアルザスの地理的・歴史的事実とのズレについて考察が及んでおらず、結果的に「アルザス＝アルザス語母語圏」というやや平板な図式に依拠している。また同じ理由で、自治主義者が単に受動的に抑圧を被るのではなく、みずからの活動を通じてアルザスに託そうとした夢や希望のあり方が論じられていない。第四に、総じてドイツ近現代の状況に関する理解が一面的であり、ナチ時代の「民族移住政策」との関連など、ドイツ史から見ると当然踏まえるべき視点が欠如している。最後に、資料的な実証性を追究しつつも、資料の制約によって推測や仮定に依拠した論旨展開も一部に散見され、歴史記述としてはやや妥当性を欠く部分がある。審査委員会では、主として以上のような問題点が指摘された。

しかしながら、以上の諸点は今後の論文提出者の研究によって乗り越えられるべき課題であり、本論文の全体としての学術的価値を損なうものではないという見解で、審査委員会は一致した。したがって、本審査委員会は本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。